

【1993年1月26日】国民健康保険制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会（総会第460回）

平成5年1月26日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮問書

国民健康保険制度を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民健康保険制度改正案要綱

第一 改正の目的

国民健康保険財政の安定化と保険料負担の平準化等を図るため、平成五年度及び平成六年度における暫定的措置として、国民健康保険財政安定化支援事業の制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の見直しを行うものであること。

第二 改正の要点

一 国民健康保険財政安定化支援事業に関する事項

市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、被保険者の所得の状況その他の事情を勘案して算定した額を、一般会計から国民健康保険特別会計に対して繰り入れることができるものとする。

二 保険基盤安定制度に関する事項

保険基盤安定繰入金に対する国庫負担の額を、二分の一定率負担から定額負担（総額百億円）とする。

三 施行期日

国民健康保険制度の改正は、平成五年四月一日から施行すること。

国民健康保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一般被保険者の負担の公平等を図るため、平成五年度及び平成六年度における措置として、市町村が国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う国民健康保険特別会計への繰入れ並びに国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の変更の措置を講ずること。

第二 改正の要点

- 一 市町村は、国民健康保険の財政の安定化等に資するため、平成五年度及び平成六年度において、一般会計から、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れることができることとすること。(附則第十二項関係)
- 二 平成五年度及び平成六年度において、国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担額を、政令で定める基準により算定した額に改めること。(附則第十三項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、平成五年四月一日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

- 12 市町村は、その行う国民健康保険の財政の安定化及び一般被保険者に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この項において同じ。)の負担の公平並びに市町村間における一般被保険者に係る保険料の負担の平準化に資するため、平成五年度及び平成六年度において、第七十二条の二第一項に規定するもののほか、一般会計から、所得の少ない一般被保険者の割合が大きいことその他の保険者たる市町村の責めに帰することができない理由により国民健康保険の財政が受ける影響を勘案して算定した額を国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

- 13 平成五年度及び平成六年度における第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、同項中「繰入金の二分の一に相当する額」とあるのは「繰入金のうち、政令で定める基準により算定した額」とする。

附則

- 1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 平成四年度以前の年度の国民健康保険法第七十二条の二第二項の規定による国の負担については、なお従前の例による。

理由

国民健康保険事業の運営の一層の安定化及び一般被保険者の負担の公平等を図るため、平成五年度及び平成六年度における措置として、市町村が国民健康保険の財政の安定化等に資するよう行う国民健康保険に関する特別会計への繰入れ並びに国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の変更について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。